

【保存版】 社会保険の基礎と種類 簡単図解まとめ



社会保険とは 1

社会保険とは、「医療保険制度（健康保険）」「介護保険制度（介護保険）」「年金制度（厚生年金保険）」の3つ（※）からなる公的保険制度です。従業員の病気やケガ、死亡、出産、老齢などさまざまな生活上のリスクに備えるためのもので、保険事故が生じた際には一定の給付を行います。**要件を満たす企業は必ず入らなければならない強制加入の保険**です。

※ 広義の社会保険は「医療保険制度」「介護保険制度」「年金制度」「労災保険制度」「雇用保険制度」の5つを指しますが、本資料では「医療保険制度」「介護保険制度」「年金制度」の3つからなる狭義の社会保険として紹介しています。

企業が加入する社会保険の種類

名称	概要	加入対象となる企業（強制適用事業所）	加入対象となる従業員
健康保険	- 主に会社員を加入対象とする医療保険制度で、業務外のケガや病気で医療機関を受診したときに、原則3割の自己負担額で医療を受けることができる - 病気やケガによる休業、出産や死亡などが発生した際には各種給付金（傷病手当金や出産育児一時金、埋葬料など）が受けられる - 主に大企業で独自に組織することが多い健康保険組合、政府が管掌する協会けんぽ（全国健康保険協会）、公務員等を対象とした共済組合など、加入する保険制度の運営母体はそれぞれ異なる	- 従業員が1人（代表者や役員も含む）以上いる国または法人の事業所 - 常時5人以上の従業員がいる個人の事業所（農林・水産・畜産業、接客娯楽業などの非適用業種は除く） ※ 上記に該当しない事業所でも、被保険者となる従業員の2分の1以上の同意を得て厚生労働大臣の認可を受けることで加入可能（任意適用事業所）	- 常時雇用されている従業員（正社員などのフルタイム従業員） 1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数がフルタイム従業員の4分の3以上になるパート・アルバイト従業員 - 厚生年金保険の被保険者数が51人以上の法人等（特定適用事業所）で働く、週労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上（※2026年10月に賃金要件は撤廃予定）の短時間労働者（昼間学生を除く） - 雇用期間が2か月以内の有期雇用労働者のうち、当該期間を超えて雇用される可能性がある労働者 ※ 健康保険の加入対象は原則75歳未満の従業員で、75歳以降は後期高齢者医療制度の被保険者に移行する

社会保険とは 2

名称	概要	加入対象となる企業（強制適用事業所）	加入対象となる従業員
厚生年金保険	- 会社員や公務員を加入対象とする公的年金制度のひとつ。20歳～60歳未満の全国民が加入する国民年金（基礎年金）のみに加入している場合よりも、将来受け取れる年金額が多くなる - 原則として65歳から受給できる老齢厚生年金のほか、被保険者期間中の病気や怪我などで障害が残った際に支給される障害厚生年金、被保険者が死亡した際に遺族に支給される遺族厚生年金の制度がある	- 従業員が1人（代表者や役員も含む）以上いる国または法人の事業所 - 常時5人以上の従業員がいる個人の事業所（農林・水産・畜産業、接客娯楽業などの非適用業種は除く） ※ 上記に該当しない事業所でも、被保険者となる従業員の2分の1以上の同意を得て厚生労働大臣の認可を受けることで加入可能（任意適用事業所）	- 常時雇用されている従業員（正社員などのフルタイム従業員） 1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数がフルタイム従業員の4分の3以上になるパート・アルバイト従業員 - 厚生年金保険の被保険者数が51人以上の法人等（特定適用事業所）で働く、週労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上（※2026年10月に賃金要件は撤廃予定）の短時間労働者（昼間学生を除く） - 雇用期間が2か月以内の有期雇用労働者のうち、当該期間を超えて雇用される可能性がある労働者 ※ 厚生年金保険は70歳までの従業員が加入対象となる
介護保険	40歳以上の健康保険の被保険者を加入対象とする保険制度 65歳以上で要介護認定または要支援認定を受けた際や、40歳以上65歳未満で特定疾病により介護や支援が必要と認められた際に介護サービスが受けられる	健康保険に加入しているすべての事業所（加入の手続きは発生しない）	40歳以上65歳未満の健康保険に加入している従業員

参考 厚生労働省「[社会保険とは何か](#)」, (参照 2024.5.10) / 全国健康保険協会「[適用事業所とは](#)」, (参照 2024.5.10) / 全国健康保険協会「[医療保険制度の体系](#)」, (参照 2024.5.10) / 日本年金機構「[適用事業所と被保険者](#)」, (参照 2024.5.10)

労働保険とは

労働保険とは「労災保険制度（労災保険）」と「雇用保険制度（雇用保険）」を総称したものです。**業務起因のケガや病気、失業や育児・介護休業などがあった場合に**、労働者の保護および生活の安定を図る目的で給付等を行います。

名称	概要	加入対象となる企業	加入対象となる従業員
労災保険	業務上または通勤上で負った怪我・病気等に対して、必要となる給付（療養（補償）等給付、休業（補償）等給付、障害（補償）等給付、遺族（補償）等給付など）を行う保険制度	労働者を雇用するすべての事業所（ただし、個人経営の農業・林業・水産・畜産業のうち一定の要件を満たす場合（暫定任意適用事業）や、国の直営事業、官公署の事業を除く）	企業に雇用されるすべての従業員（雇用形態を問わない）
雇用保険	労働者が失業したときや育児・介護のために休業したときなどに給付等（失業手当、育児休業給付、介護休業給付、高齢雇用継続給付など）を行う保険制度	※ 暫定任意適用事業でも、雇用する従業員が加入を希望する（労災保険は労働者の過半数、雇用保険は労働者の2分の1以上）ときは、任意加入の申請をして加入しなければならない ※ 労災保険と雇用保険で暫定任意適用事業の範囲が一部異なる	● 所定労働時間が週20時間以上で、31日以上雇用される見込みがある従業員（昼間学生は除く） ※ 法人代表者や事業主と同居の親族は対象外 ※ 役員も原則として対象外 ※ 2か所以上の適用事業に雇用される従業員の場合は、生計維持に必要な主たる賃金を受ける事業所で加入する ※ 2か所以上の事業所で働く65歳以上の労働者にはマルチジョブホルダー制度が適用され、2つの事業所の労働時間を合計して20時間以上かつ雇用見込みが31日以上ある場合には特例的に雇用保険に加入できる（本人からハローワークに申出が必要）

参考 厚生労働省「[労働保険の成立手続](#)」, (参照 2024.5.10) / 厚生労働省「[労災保険給付の概要](#)」, (参照 2024.5.10) / 厚生労働省「[事業主の行う雇用保険の手続き](#)」, (参照 2024.5.10) / 群馬労働局「[労働保険関係の成立と対象者](#)」, (参照 2024.5.10) / 厚生労働省「[雇用保険マルチジョブホルダー制度について](#)」, (参照 2024.5.10)

もっと詳しく知りたい方へ

こちらの資料で お伝えしています

／ クリックでページに移動できます ／

無料 資料をダウンロードする >

社会保険 労働保険 の

手続きガイド

社労士が
解説！

妊娠出産 育児 介護 編



Money Forward クラウド

 Money Forward クラウド